

関係法令抜粋

■医療法（抄）（昭和 23 年法律第 205 号）

（開設許可）

第 7 条 病院を開設しようとするとき……は、開設地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

4 都道府県知事又は保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長は、前三項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備及びその有する人員が第二十一条及び第二十三条の規定に基づく厚生労働省令並びに第二十一条の規定に基づく都道府県の条例の定める要件に適合するときは、前三項の許可を与えなければならない。

（勧告）

第 30 条の 11 都道府県知事は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合には、病院……を開設しようとする者……に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、病院の開設……に関して勧告することができる。

■医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）

（既存病床数及び申請病床数の補正）

第 30 条の 33 病院の開設の許可……の申請がなされた場合……において、都道府県知事が当該申請……に係る病床の種別に応じ第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつて行わなければならない補正の基準は、次のとおりとする。

一 国の開設する病院若しくは診療所であつて、宮内庁、法務省若しくは防衛省が所管するもの、

独立行政法人労働者健康安全機構の開設する病院若しくは診療所であつて、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被つたもののみの診療を行うもの、

特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法……第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律……第五条第六項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法……第十三条第三号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、

病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に次の式により算定した数（次の式により算定した数が、 $\circ \cdot \circ$ 五以下であるときは \circ ）を乗じて

得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。

当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数／当該病床の利用者の数

二 放射線治療病室の病床については、既存の病床の数及び当該申請に係る病床数に算定しないこと。

三 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床については、既存の病床の数に算定しないこと。

四 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第十六条第一項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）については、既存の病床の数に算定しないこと。

■健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）

（保険医療機関又は保険薬局の指定）

第 65 条

4 厚生労働大臣は、第二項の病院又は診療所について第一項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その申請に係る病床の全部又は一部を除いて、第六十三条第三項第一号の指定を行うことができる。

（中略）

二 当該申請に係る病床の種別に応じ、医療法第七条の二第一項に規定する地域における保険医療機関の病床数が、その指定により同法第三十条の四第一項に規定する医療計画において定める基準病床数を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した数を超えることになると認める場合（その数を既に超えている場合を含む。）であつて、当該病院又は診療所の開設者又は管理者が同法第三十条の十一の規定による都道府県知事の勧告を受け、これに従わないとき。